

中小企業等経営強化法（旧：生産性向上
特別措置法）に基づく「先端設備等導入
計画の認定」マニュアル

【六ヶ所村 政策推進課】

令和5年3月

I. 先端設備等導入計画

六ヶ所村では、中小企業の設備投資を支援するための法律である「生産性向上特別措置法」に基づき、導入促進基本計画を策定し、令和2年3月3日付で国から同意を得ました。

その後、先端設備等導入計画については、「生産性向上特別措置法」から「中小企業等経営強化法」に移管し令和3年6月16日に公布・施行されました。

導入促進基本計画（変更）については、令和3年12月3日付で国から同意を得ました。

六ヶ所村内の該当する中小企業者において、計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、六ヶ所村の導入促進基本計画に適合する場合は、六ヶ所村において先端設備等導入計画の認定を行います。

なお、この導入計画の認定を受け一定の要件を満たした場合は、税制支援や金融支援等の支援措置が活用できます。

1. 先端設備等導入計画の目的について

国の調査によりますと、中小企業の業況は回復傾向にあるものの、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあります。さらに中小企業が所有する設備は、特に老朽化が進んでおり生産性向上に対する足かせとなっている状況となっております。

今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新し、事業者自身が労働生産性の飛躍的な向上を図ることを目的として、平成30年6月6日に「生産性向上特別措置法」が施行されました。

2. 先端設備等導入計画の認定について

(1) 中小企業者の定義等について

先端設備等導入計画の認定を受けられる中小企業者は、中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する方です。個人事業主の場合は開業届が提出されていることが必要になります。

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
製造業その他	3億円以下	300人以下	
卸売業	1億円以下	100人以下	
小売業	5千万円以下	50人以下	
サービス業	5千万円以下	100人以下	
政令指定業種	ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

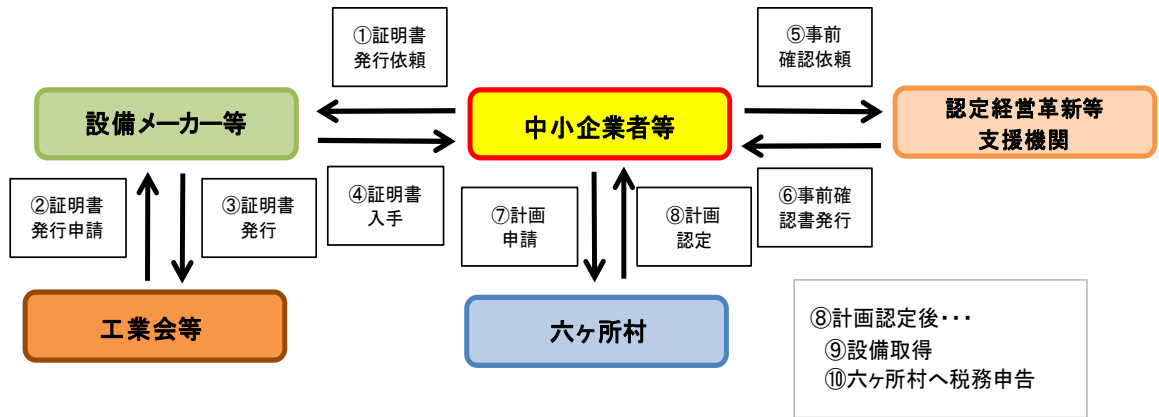
(2) 先端設備等導入計画の内容について

中小企業者が、計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるため先端設備等を導入する計画を策定し、六ヶ所村における導入促進基本計画及び下記の先端設備等導入計画の主な要件に合致する場合に認定を受けられます。

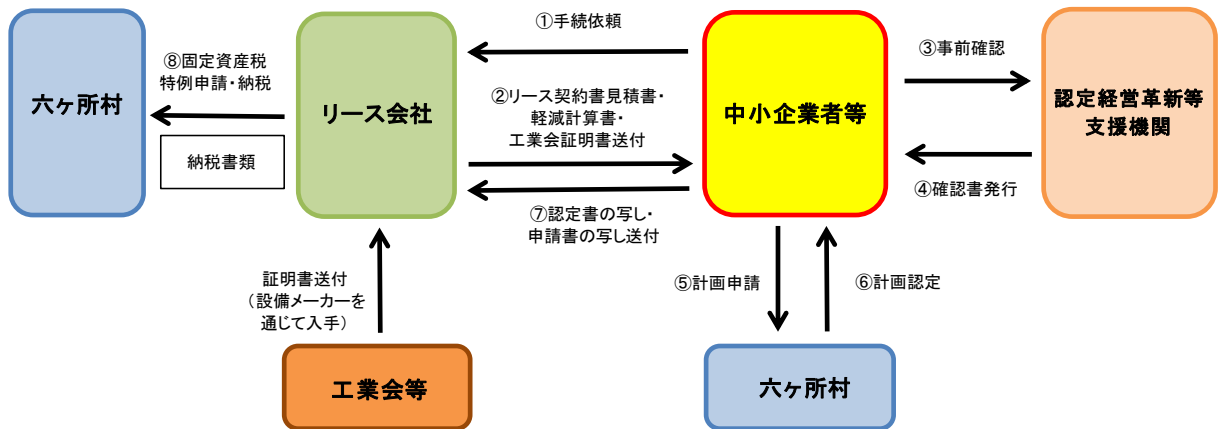
なお、先端設備等導入計画は、六ヶ所村内に所在する事業所の設備投資が対象となります。

先端設備等導入計画の主な要件	
要件	内容
計画期間	計画認定から3年間、4年間又は5年間
労働生産性	<p>計画期間内において、基準年度(直近の事業年度末)比で労働生産性が年平均3%以上向上すること</p> <p>○算定式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$ </div> <p>(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時)</p>
先端設備等の種類	<p>労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備</p> <p><対象設備></p> <p>機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア</p>
計画内容	導入促進指針及び六ヶ所村の導入促進基本計画に適合するものであること

○先端設備等導入計画の認定フロー



・リース契約の場合



(3) 認定手続きに必要な書類について

①リース以外で対象設備を導入し、導入計画の認定を受ける場合

提出書類	提出部数
先端設備導入計画に係る認定申請書（様式第三）	正副 1 部
認定経営革新等支援機関が発行した先端設備導入計画に関する確認書	1 部
納税証明書	1 部
直近の決算書類	1 部
村民の雇用が確認できる書類	1 部
（再エネ設備の場合）自家消費であることが確認できる書類	1 部
固定資産税の特例を受ける場合 工業会等の証明書の写し （※後日提出も可。その場合は、上記証明書以外に、先端設備等に係る誓約書を同時に提出のこと）	1 部

②リースで対象設備を導入し、導入計画の認定を受ける場合

上記の①で必要な書類の他に、下記の書類が必要となります。

提出書類	提出部数
リース契約見積書の写し	1 部
公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し ※申請者が納税する場合は不要	1 部

※固定資産税を負担するリース会社が特例を利用し、その軽減分をリース料から減額することで中小企業者に還元する仕組みです。

(4) 計画認定期間中にご提出いただく書類について

提出書類	提出部数
決算書類（年度ごと）	1 部

(5) 工業会から発行される証明書の提出が遅れる場合について

先端設備等に係る誓約書及び工業会から発行される証明書の写しについては、税制の特例を受ける場合には必須となりますので、証明書の写しを誓約書と併せてご提出ください。

(6) 認定内容に変更が生じる場合について

認定を受けた計画に変更が生じる可能性がある場合は、変更に係る認定申請書の提出が必要となる場合がありますので、必ず変更前に政策推進課までお問い合わせください。

4. 認定後の提出書類について

計画期間中の労働生産性の確認をさせていただくために、会計年度が替わるごとに決算書類を政策推進課までご提出をお願いします。

5. 現行の導入促進基本計画の計画期間について

令和2年3月3日から3年間（令和5年3月2日）まで

※計画期間が満了したため、現行の導入促進基本計画に係る申請は受付終了しました。

6. 申請に際しての注意事項について

国から提供されています中小企業等経営強化法に関する先端設備等導入計画等の各資料をご覧くださいの上で、申請又はお問い合わせをいただきますようお願いいたします。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

(参考HP：中小企業庁 経営サポート「生産性向上特別措置法による支援」)

7. 現行の税制特例の終了について

現行の税制特例は令和5年3月31日をもって終了いたします。

令和5年3月31日以前に認定を受けた先端設備等導入計画において、令和5年4月1日以降に設備取得する場合は、新税制特例の対象となりません。

令和5年4月1日以降に設備取得する場合は、令和5年4月1日以降に当該設備に係る先端設備等導入計画を新規で申請し、認定を受け直す必要があります。

新税制特例に係る村の導入促進基本計画については、国から同意を得られ次第公表する予定ですので、設備導入の予定がある場合は、予め政策推進課にお問い合わせ下さい。

II. 固定資産税の特例

1. 税制の概要について

中小企業者等が、適用期間内に、六ヶ所村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたって1/2の割合に軽減されます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 <p>※ただし次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①同一の大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は出資金の額が5億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等)から2分の1以上の出資を受ける法人 ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
先端設備等の要件	<p>対象設備のうち、以下の2つの要素を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要件①:一定期間内に販売されたモデル ・要件②:生産性の向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備
その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと

設備の種類	用途又は細目	最低価格 〔1台1基又は 一の取得価額〕	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物付属設備※	全て	60万円以上	14年以内

※償却資産として課税されるものにかぎる。

2. 固定資産税の特例を受けるための必要書類について

認定先端設備等導入計画（申請書）の写し	1部
工業会等の証明書の写し	1部
認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し	1部

3. 申告に際しての注意事項について

- (1) 毎年1月1日時点の資産の状況について所定の期日までに上記必要書類を添付の上、税務課へ申告してください。
- (2) 手引で定められている必要書類以外で、別途の追加資料の提出を求められる場合があります。
- (3) リース資産については、ファイナンスリースは特例の対象となりますが、オペレーティングリースは特例の対象外となります。また、リース契約内容により、貸主（リース会社等）と借主のどちらが償却資産を申告すべきか、取扱いが異なります。リース会社等に契約内容をご確認ください。

III. その他

- 本マニュアルは、予告無しに修正する場合がございますので、申請をお考えの場合は、予めお問い合わせの上、最新の情報に基づき申請書類をご準備ください。